

# 全国市町村要覧データ 令和5年版

## 【データの説明書】

1. 本データは、『全国市町村要覧 令和5年版』に基づき作成したものである。
2. 本データは、『全国市町村要覧 令和5年版』のうち下記の内容を収録した。

- 市区町村コード・市区町村名漢字・読み〔カタカナ〕
- 役所役場の位置〔漢字・カタカナ〕・郵便番号（7桁）（※）
- 人口・世帯数・面積・人口密度
- 産業別就業人口・構成比
- 電話番号（※）
- 首長名及び就任年月日・議会議長名
- 平成22年・平成27年・令和2年国勢調査人口、増減率

3. 収録事項の出所、用語の意味等は次のとおりである。

### ○ 市区町村コード（全国地方公共団体コード）

このコード番号は、総務省自治行政局地域情報政策室が主に電算処理のために昭和43年より設定している「全国地方公共団体コード」であり（令和5年10月1日現在）、統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（行政管理庁告示）及び日本産業規格（JIS）として制定されているものである。（末尾1桁を除く5桁コード）なお、コード番号末尾（6桁目の数字）は電算処理におけるチェック用の検査数字である。

- (1) 第1桁及び第2桁の番号：各都道府県を意味し01から47までの連番号とする。

- (2) 第3・4・5桁の番号

#### ア 指定都市

：100で表示している。ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、100から199までの数字のうちから定めている。

#### イ 特別区及び指定都市の区

：101から199までの連番号で表示している。ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、101から199までの数字のうちで、指定都市のコードにつづく連番号で表示している。なお、利用上の便宜のため、全特別区の区域にコードを付し、これを100で表示している。

#### ウ 市（指定都市を除く。）

：201から299までの連番号で表示している。

#### エ 町 村（北海道の区域内にある町村を除く。）

：301から799までの数字を、301～319、321～339、…781～799の19ずつのグループに区分し、各郡の区域にそれぞれのグループを割り当て、各郡に属する町村を各グループの範囲内の連番号で表示している。ただし、沖縄県島尻郡については、341～369までを、同県宮古郡については、371～379までを割り当てている。

#### オ 北海道の区域内にある町村

：301から779までの数字を、301～329、331～359、…751～779の29ずつのグループに区分し、各総合振興局・振興局の所管区域にそれぞれのグループを割り当て、各総合振興局・振興局の所管区域内の町村を各グループの範囲内の連番号で表示している。

#### カ 東京都の支庁の所管区域内にある町村

：東京都の大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁の所管区域は、その区域をもって1の郡とみなし、所管区域内の町村を連番号で表示している。

### (3) 検査数字

全国地方公共団体コードにおける検査数字は、次の方法により算出した数字としている。

(方式) 第1桁から第5桁までの数字に、それぞれ6・5・4・3・2を乗じて算出した積の和を求め、その和を11で除し、商と剰余（以下「余り数字」という。）を求めて、11と余り数字との差の下1桁の数字を検査数字としている。ただし、積の和が11より小なるときは、検査数字は、11から積の和を控除した数字である。

(算出例)	コード	1	6	2	0	1	(注) ①余り数字が0のとき、
		×	×	×	×	×	検査数字は1。
	乗 数	6	5	4	3	2	
	積……	6	30	8	0	2	②余り数字が1のとき、
	積の和…	6+30+8+0+2=46					検査数字は0。
		46÷11=4	余り数字2				
		11-2(余り数字)=9					③余り数字が10のとき、
		検査数字 9					検査数字は1。

○ 市区町村名漢字・読み〔カタカナ〕

- (1) 表記…常用漢字及び一般の通用字体（JIS 漢字第一水準等）を原則としたが、官報告示及び都道府県からの届出により、一部実情に併せて旧字体等を収録した。（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会令和5年10月1日現在）
- (2) 読み…各都道府県市区町村担当課等の調査による。（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会令和5年10月1日現在）

○ 役所役場の位置・郵便番号・電話番号

各都道府県の回答による。（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会。その後に移転等により変更があった位置・郵便番号・電話番号については、原則として各都道府県から令和5年7月31日までに報告があったものを収録。）

○ 人口・世帯数・面積・人口密度

- (1) 人口・世帯数…令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数によるものである。
- (2) 面積
  - ① 国土交通省国土地理院が公表した令和4年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」（以下「面積調」という。）による。ただし、境界未定の市区町村の面積値については、前年度の数値に面積調上の埋立て等の補正の数値を反映させた便宜上の概算数値を記載し、境界未定等コードに1を入力している。
  - ② 境界未定に関わる一部の湖沼・埋立地等については、個々の市町村の面積からは除いた。（「面積調」に準拠。）
  - ③ 各都道府県の合計面積には、「境界未定の市町村」の面積も①によって加えた数値とした。
- (3) 人口密度 上記人口を面積で除し、小数第2位まで表示した。

○ 産業別就業人口・構成比

- (1) 産業別就業人口は、令和2年10月1日の国勢調査「就業状態等基本集計結果」（令和4年5月総務省統計局公表）を基礎とした。
- (2) 分類不能の産業人口は集計から除いた。
- (3) 「構成比」は、分類不能の産業人口を母数から除いて次により算出した。
  - 1次産業構成比＝1次産業人口／（1次産業人口＋2次産業人口＋3次産業人口）
  - 2次産業構成比＝2次産業人口／（1次産業人口＋2次産業人口＋3次産業人口）
  - 3次産業構成比＝3次産業人口／（1次産業人口＋2次産業人口＋3次産業人口）
 ※四捨五入の結果、上記の合計が100とならない場合もある。

○ 首長名及び就任年月日・議会議長名

- (1) 各都道府県の回答による（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会。その後に異動があった者については、原則として各都道府県から令和5年7月31日までに報告があったものを収録。）
- (2) 首長名の次に、就任年月日を収録した。
- (3) 字体は常用漢字及び一般の通用字体（JIS 漢字第一水準等）を原則としたが、都道府県からの回答に基づき一部旧字体等を使用した。

○ 国勢調査人口及び人口増減率

- (1) 平成22年国調人口は、総務省統計局公表（平成23年10月）「平成22年国勢調査 人口等基本集計結果」によった。
- (2) 平成27年国調人口は、総務省統計局公表（平成28年10月）「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」によった。
- (3) 令和2年国調人口は、総務省統計局公表（令和3年11月）「令和2年国勢調査 人口等基本集計結果」によった。
- (4) 
$$\text{増減率} = \frac{\text{令和2年国調人口} - \text{平成27年国調人口}}{\text{平成27年国調人口}}$$

(注) 合併（合体・編入）に伴うデータの扱い

合体・編入等による各数値データは、下記の通り編集した。

① 人口・世帯数・面積・人口密度	旧市町村の数値を合算して算出した。
② 国調人口・人口増減率 産業別就業人口・同構成比	

- 4. 字体 常用漢字及び一般の通用字体（JIS 漢字第一水準等）によって編集した。ただし、都道府県の回答によって一部旧字体等を使用した。